

【案】

委 託 契 約 書

新潟市水道局（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、
下記の業務について次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 委託業務の名称 | 1系ろ過池1・2号更生業務 |
| 2 | 委託業務の内容 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 | 履行場所 | 新潟市秋葉区満願寺浄水場 構内 |
| 4 | 履行期間 | 契約の日から 令和 8年12月18日まで |
| 5 | 契約金額 | _____円
うち消費税及び地方消費税の額 _____円 |
| 6 | 契約保証金 | |
| 7 | 特約条項 | なし |
| 8 | その他 | なし |

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

甲 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局
新潟市水道事業管理者
水道局長 長井 亮一 印

乙

業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令並びに新潟市の条例及び新潟市水道局の管理規程等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）第33条第3号、第5号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止等)

第5条 別添の仕様書に従う。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第9条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

(引渡し)

第11条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 成果品の検査については、前条の規定を準用する。
- 3 甲は、成果品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
- 4 成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
- 5 甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。
- 6 乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

- 第12条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

- 第13条 乙は、検査に合格したときは書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受領した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとししないものとする。
 - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

- 第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
 - 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

- 第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

- 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

- 第16条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。
- 2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。
- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
- 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

- 第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨を乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為
- 2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により

当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。))。

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第24条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 第10条の検査に合格する前(成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前)に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができ

る。

（費用の負担）

第25条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（反社会的勢力からの不当介入等に対する措置）

第26条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げること
をいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違
法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告すると
ともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認
めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（疑義の決定）

第27条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

1 系ろ過池 1・2 号更生業務 仕様書

本仕様書は、新潟市水道局（以下「甲」という。）が委託する 1 系ろ過池 1・2 号更生業務の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

本業務は、定期自主点検基準に基づき、1 系ろ過池 1・2 号のろ過材である砂と砂利の更生、下部集水装置等の清掃及び点検整備を行うものである。

2 履行期限

契約日から令和 8 年 1 2 月 1 8 日まで

3 履行場所

新潟市秋葉区満願寺浄水場 構内（新潟市秋葉区満願寺 474 番地）

4 対象ろ過池仕様

(1) 型式	重力式急速ろ過池		
(2) 構造	円型鉄筋コンクリート構造		
(3) ろ過面積	1 号池	41.2 m ² (φ 7.25m)	
	2 号池	50.2 m ² (φ 8.00m)	
(4) 砂	有効径	φ 0.6 mm	
	均等係数	1.5 以下	
	砂層厚	600 mm	
(5) 規定砂量	1 号池	24.7 m ³	
	2 号池	30.1 m ³	
(6) 既存砂量	1 号池	23.1 m ³ (41.2 m ² ×560mm)	
	2 号池	28.1 m ³ (50.2 m ² ×560mm)	
(7) 砂利	粒径	φ 2mm ～ φ 5mm	層厚 75mm
		φ 5mm ～ φ 10mm	層厚 75mm
		φ 10mm ～ φ 15mm	層厚 100mm
		φ 15mm ～ φ 25mm	層厚 150mm
		φ 25mm ～ φ 50mm	層厚 150mm
	全層厚	550 mm	
(8) 規定砂利量	1 号池	22.7 m ³	
	2 号池	27.6 m ³	
(9) 下部集水装置	多孔管型		

5 業務内容

(1) ろ過材更生工 1 式

- 水道用ろ過材（JWWA A 103）である砂と砂利は構内にて洗浄・分級等の更生を行い、更生後はろ過池内に各層毎に均一に敷き均すこと。なお、作業水については当局より支給する。作業水は構内排水とするため十分に注意すること。

- 更生前、ろ過砂表層に溜まった微砂及びごみ等を 100mm 程度掻き取ること。

ア 掻取量 9.1 m³

1 号池： 4.1 m³ (41.2 m²×100mm)

2号池：5.0 m³ (50.2 m²×100mm)

3) 更生時、ろ過材内部に溜まったゴミを全量除去すること。

4) 補充分の新ろ過砂は、局支給とする。

ア 補砂量 18.2 m³

1号池：8.2 m³ (41.2 m²×200mm)

2号池：10.0 m³ (50.2 m²×200mm)

5) 更生後、洗浄作業を行い、新砂と混和した表面の微砂等を60mm程度掻き取ること。

ア 掻取量 5.5 m³

1号池：2.5 m³ (41.2 m²×60mm)

2号池：3.0 m³ (50.2 m²×60mm)

6) ろ過材の調査・試験を行うこと。

ア 不陸調査

ろ過材更生前、及び更生後、トラフ天端を基点として不陸を測定すること。調査（計測）地点は監督員の指示による。

(ア)砂層面・砂利層面

(イ)44地点／池

イ ろ過砂試験（外部機関による試験）

(ア)JWWA A 103に準拠し、以下の試験を行うこと。

- ・物性試験（比重、強熱減量、摩耗率）
- ・付着物試験（洗浄濁度、鉄、マンガン、アルミニウム）
- ・凝着物試験（塩酸可溶率、鉄、マンガン、アルミニウム）
- ・外観、ふるい分け試験（粒度加積曲線、有効径、均等係数、最大・最小径）

ウ 試験採取

- ・更生前 — 1池8地点の各層（砂面から0mm、300mm）を各層別に採取し混和。1池2検体の計4検体。
- ・更生後 — ろ過砂敷き均し、新砂補充を行った後、ろ過池洗浄を行い、更生前と同様に採取し混和。1池2検体の計4検体。

※ ろ過池の洗浄・試運転及び水質検査は、当局が実施するものとする。

(2) 池内・下部集水装置清掃点検整備工 1式

1) 池内清掃点検

ろ過池内壁、トラフ、表洗管（ノズルを含む）等の清掃及び点検を行うこと。

2) 下部集水装置清掃点検

下部集水装置の清掃及び点検・目詰まり除去等を行うこと。

(3) その他 1式

6 撤去に関する確認事項

廃材は適切に処分すること。

7 業務の再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任してはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、以下の業務とする。
 - ①業務工程管理及び施設担当者との実施時期の協議
 - ②業務完了書類作成及び技術的評価
- (3) 前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、当局係員（以下「監督員」という）の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。

8 提出書類等

- (1) 作業要領書、点検結果報告書等、監督員の指示により、必要な書類を提出すること。
- (2) 業務履行後、書面をもって履行の届出をし、10 日以内に検査を受けること。
- (3) 検査合格後、速やかに支払請求書を甲に提出し、甲はこれを確認し、委託料を支払う。

9 その他

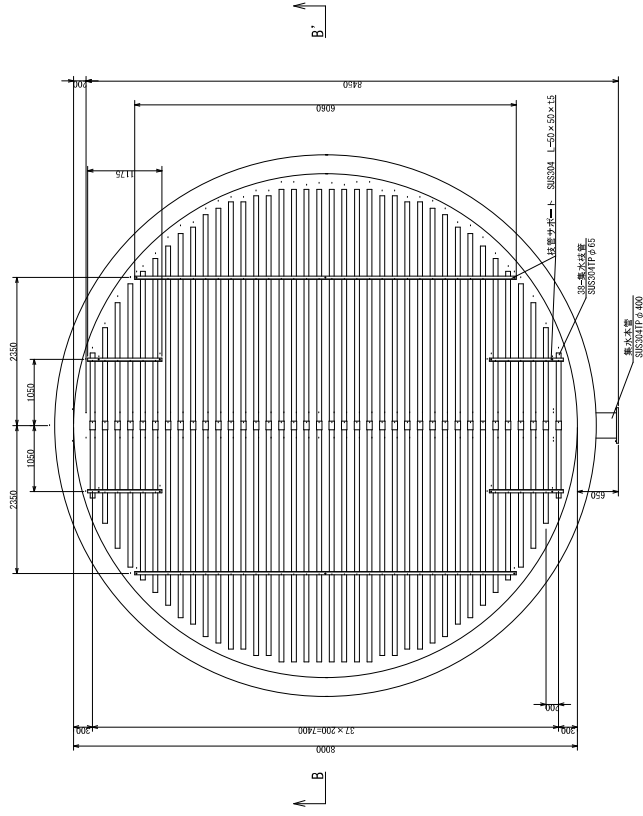
- (1) 別紙契約書を遵守すること。
- (2) この仕様書の定めがない事項及び解釈上疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。ただし、軽微な変更については甲の指示に従うものとする。
- (3) 水道施設における作業であることから、乙は、作業従事者に対し衛生教育を徹底することとし、現場においては名札など身分の証明できるものを必ず着用する。
- (4) 本業務は、稼働中の浄水施設のため、作業の際に濁水及び機器の破損などを引き起こした場合、市民に著しい被害を与えることから十分に注意することとし、安全・衛生面においても十分留意し、不潔な行為などを絶対行わないこと。
- (5) 浄水場構内での作業に従事する者は、水道法第 21 条に基づいた健康診断（保菌検査）を行い、検査成績書を本契約締結後速やかに提出すること。その検査項目は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157 とする。また、健康診断の結果の有効期間は概ね 1 年とし、1 年ごとに該当する従事者の検査結果を提出すること。
- (6) 業務過程で重大な支障が発見された場合には、直ちに監督員に報告し、指示に従い速やかに対応する。
- (7) 構内での車両運転については、作業員及び側壁などに接触事故のないよう十分注意する。
- (8) 委託期間中にその他業務との工程調整が必要な場合は、監督員と協議し相互業務へ支障がないようにすること。

Architectural floor plan of the 1st floor of the Nishikubo Station building. The plan shows various rooms including a waiting area (待合室), restrooms (トイレ), a management office (管理事務所), a water supply room (給水室), and a boiler room (ボイラールーム). It also features a large hall (大ホール) and a staircase (階段). The plan is detailed with room numbers, door swings, and furniture placement.

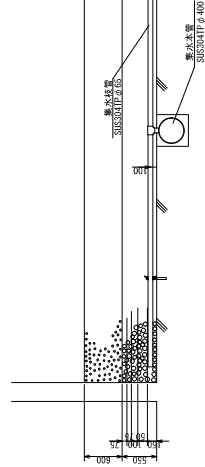
履行場所

— 陆地境界線

1系ろ過池2号詳細図 S=1/60



B-B' 断面図 S=1/60



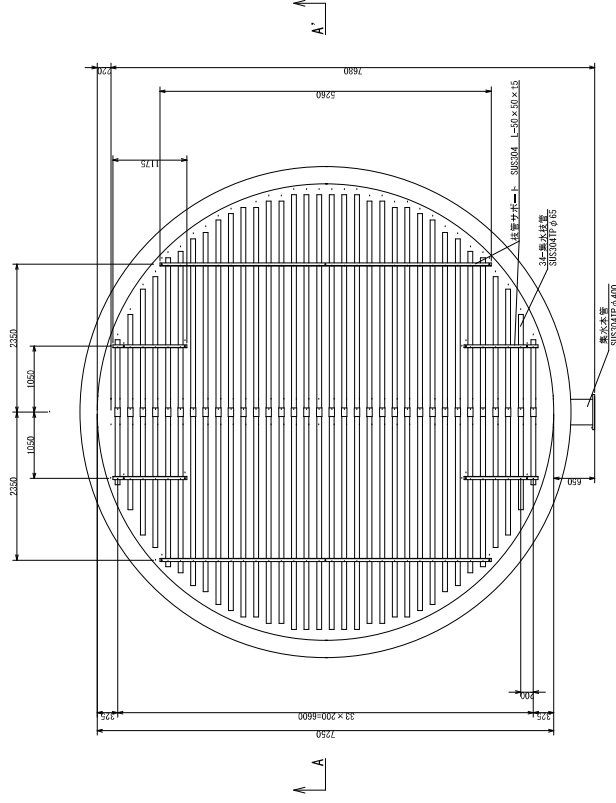
ろ過材層構成

砂 径0.6mm 層厚600mm
砂利 径2~5mm 層厚 75mm
砂利 径5~10mm 層厚 75mm
砂利 径10~15mm 層厚100mm
砂利 径15~25mm 層厚150mm
砂利 径25~50mm 層厚150mm

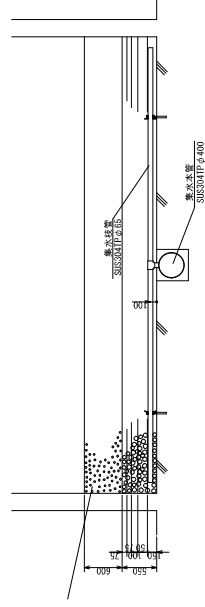
ろ過材更生

1号池		2号池	
ろ過砂		ろ過砂	
規定砂量	: 24.7m ³	規定砂量	: 30.1m ³
既存砂量	: 23.1m ³	既存砂量	: 28.1m ³
掘取量(更生前)	: 4.1m ³	掘取量(更生前)	: 5.0m ³
掘取量(更生後)	: 2.5m ³	掘取量(更生後)	: 3.0m ³
補砂量	: 8.2m ³	補砂量	: 10.0m ³
ろ過砂利		ろ過砂利	
規定砂利量	: 22.7m ³	規定砂利量	: 27.6m ³
合計掘取量	: 14.6m ³	合計掘取量	: 18.2m ³
合計補砂量	: 42.1m ³	合計補砂量	: 50.3m ³
合計ろ過砂利更生量		合計ろ過砂利更生量	

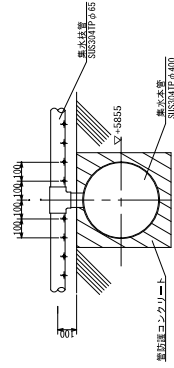
1系ろ過池1号詳細図 S=1/60



A-A' 断面図 S=1/60



集水本管断面図 S=1/20



集水枝管断面図 S=1/NON

